

新型コロナウイルス感染症への対応に係る 令和2年度補正予算（第2号）案について

令和2年4月22日
総務部財政課
043-223-2076

4月以降の新型コロナウイルス感染症の拡大により、中小企業等の経営状況は厳しさを増しています。また、患者数の急増に加え、感染経路が特定できない割合も増加していることから、爆発的な感染拡大の懸念が高まっています。

このため、

- ・ 売上が大幅に減少している中小企業（個人事業主を含む）への支援
 - ・ 爆発的な感染拡大が発生した場合の病床不足に備えた臨時医療施設の開設
- については、早急に取り組む必要があることから、補正予算を編成することとしました。

感染症拡大防止策や県内経済の活性化策などの取組については、今後、さらに補正予算の編成を行ってまいります。

1 補正予算案の概要

(1) 補正予算規模（一般会計）130億円（補正後予算額1兆8,357億2百万円）

[歳入内訳]

- ・ 国庫支出金 130億円（1,734億70百万円 → 1,864億70百万円）

(2) 債務負担行為：中小企業等への利子補給

※債務負担行為…翌年度以降に支出を予定している経費について、年度内に契約ができるよう、県が将来の債務を約束することを予算で定めておくもの。

2 補正予算の内容

(1) 中小企業支援

○千葉県中小企業再建支援事業【新規】（経済政策課） 10,000,000 千円

売上が大幅に減少している中小企業（個人事業主を含む）が行う感染防止対策や営業再開に向けた取組などを支援するため、最大30万円を支給します。

[支給対象者] 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年と比較して50%以上減少した県内中小企業、個人事業主

※前年との比較については、令和2年1月から7月までのいずれか1か月の売上を前年同月と比較します。

※県の休業要請（19時以降の酒類の提供自粛要請含む）に協力いただけない場合は支給しません。

[支給額] 最大30万円

- ・複数の事業所を賃借している場合：30万円
- ・1事業所を賃借している場合：20万円
- ・賃借している事業所がない場合：10万円

[申請受付期間] 令和2年5月上旬から8月末まで（予定）

[支払開始時期] 令和2年5月中（予定）

○新型コロナウイルス感染症対応特別資金利子補給事業【新規】（経営支援課）

（債務負担行為の設定）

厳しい経営状況に置かれている中小企業（個人事業主を含む）の資金繰りを支援するため、県制度融資に貸付枠を新設し、実質無利子となるよう利子補給を行います。

[貸付枠] 1,900億円

[補助対象] 新型コロナウイルス感染症の影響による売上高の減少があった県内中小企業、個人事業主で、市町村の認定を受けた者

[補助要件] 個人事業主：5%以上の減少、中小企業：15%以上の減少

[補助内容] 利子全額（融資利率：認定要件・融資期間により1.0～1.7%）

利子補給対象融資上限額：3,000万円

[融資期間] 最長10年（据置期間5年）

[利子補給期間] 当初3年

(2) 感染症拡大防止と医療提供体制の整備

○臨時医療施設の開設（医療整備課）【新規】

3,000,000 千円

爆発的な感染拡大が発生した場合の病床不足に備え、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく臨時の医療施設の整備を進めます。

[病床数] 1,000 床

[対象] 中等症患者を想定

[開設時期] 5月中旬以降